高松市下水道事業基本計画　中間見直し（素案）の概要

資料１

第1章　基本計画の概要

1-1　基本計画見直しの目的

本市では、平成２８年改定の「高松市上下水道事業基本計画（高松市上下水道ビジョン）」に基づき、上下水道事業の適切かつ健全な経営に取り組んできましたが、３０年４月に、水道事業の香川県広域水道企業団への移管に伴い、下水道事業部門を都市整備局下水道部として新設しました。

これらの背景と併せて、地震や気候変動などによる大規模災害、施設の老朽化、人口減少社会の到来など、下水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、かつ、持続可能な下水道事業の運営を推進するため、**令和２年３月に、中長期を見据えた下水道の整備・経営の指針として、「高松市下水道事業基本計画」を策定**し、下水道事業を推進しているところです。

しかしながら、本計画策定後の社会情勢や下水道事業を取り巻く環境は刻々と変化しており、それら多様な課題に的確に対応するため、この度、**本計画の基本方針、目標及び基本施策などの基本的な考え方は継承しつつ、令和６年度に中間見直し**を行うものです。

国の動き
- H26年度「新下水道ビジョン」公表
- H27年度「経営戦略」策定を要請（総務省）

本市の下水道事業を取り巻く環境の変化
- 県内水道事業の広域化
- 施設の老朽化及び人口減少社会の到来
- 局地的豪雨などにより発生する浸水被害　など

↓

高松市下水道事業基本計画の策定（令和２年３月）

↓

策定後の取り巻く環境の変化
- 新型コロナウイルス感染症の影響
- 原油価格・物価高騰
- 脱炭素化の推進　など

本市下水道事業の現状と課題

↓

高松市下水道事業基本計画の中間見直し（令和７年３月）

1-2　基本計画の位置付け

●国の計画
- 新下水道ビジョン
- 新下水道ビジョン加速戦略

●香川県の計画
- 第４次香川県全県域生活排水処理構想
- 香川県汚水処理事業広域化・共同化計画
- 備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画
- 香川県流域治水プロジェクト

●関連計画（高松市）
- 高松市都市計画マスタープラン
- 高松市多核連携型ｺﾝﾊﾟｸﾄ･ｴｺｼﾃｨ推進計画
- 高松市立地適正化計画
- 高松市水環境基本計画
- 第9次高松市行財政改革計画
- 高松市地域防災計画　など

●上位計画（高松市）
- 第7次高松市総合計画　（第１期高松まちづくりプラン）
- 高松市国土強靭化地域計画（R6~R13）

↓

高松市下水道事業基本計画
※経営戦略を兼ねた計画

●関連計画（高松市下水道事業関係）
- 第4次高松市生活排水対策推進計画
- 高松市下水道事業計画
- 高松市下水道ストックマネジメント計画
- 高松市下水道総合地震対策計画
- 高松市下水道事業財政収支計画
- 高松市下水道事業業務継続計画

1-3　計画期間

令和２年度から11年度までの10年間（中間見直し：令和６年度）

1-4　基本計画策定の効果

①多岐にわたる課題に対応した
②将来を見据えた
③市民の皆さまに見える
下水道事業の運営方針を明らかにします。

本市の下水道事業の現状と課題を
以下の４つに示しています。

2-1　下水道事業の現状

2-2　下水道事業の課題

①　下水道整備・維持管理

- 現在、約1,442㎞の管きょ、4処理場、34ポンプ場が稼働しています。
- 下水道処理人口普及率は約６割、下水道接続率は約９割です。
- 集約型のまちづくりを目指していることから、新たな下水道事業計画区域の拡大は行わず、同計画区域内の未整備地区において、計画的かつ効率的な整備が必要です。
- 下水道施設の老朽化も進んでおり、適切な維持管理、改築・更新が必要です。

→

- 公共下水道（汚水）の整備
  →下水道全体計画のあり方
- 接続促進
- 管路、処理場、ポンプ場施設の老朽化
- 維持管理の効率化
  →下水道分野における維持管理体制のあり方
- 公共用水域等の水質保全※　など

②　危機管理・防災

- 近年の気候変動により頻発が予想される局地的豪雨などの自然災害により発生する浸水被害の軽減、解消が求められ、本市の雨水対策整備率は約5割弱完了しています。
- 近い将来、発生が予測されている「南海トラフ地震」等に対応するため、下水道施設等の耐震化を図る必要があります。
- 大規模災害発生時、下水道事業運営のための実効性のある高松市下水道事業業務継続計画の運用が必要です。

→

- 浸水対策
  →想定最大降雨における雨水出水浸水想定区域指定
- 施設等の耐震化
- 危機管理体制の構築
- 関係機関との連携　など
  →災害時の広域的な連携強化

③　環境への配慮

- 高松市環境基本計画等により、環境に配慮した事業の実施に取り組む必要があります。
- 再生可能エネルギーの活用や環境負荷の低減を図るため、環境に配慮する取組が求められています。
- 身近な水環境の意識強化や水循環の健全化を図るため、市民の皆さまへの周知など、環境に配慮した取組が必要です。

→

- 再生可能エネルギーの活用
- 資源の有効活用
  →下水汚泥資源化
- 環境負荷の低減

④　下水道事業の継続

- 人口減少に伴う使用料収入の減少などにより、下水道事業の経営が一層厳しさを増すことが見込まれ、安定的な下水道事業の運営に支障を来たすおそれがあります。
- 限りある財源、人材活用により、効率的、効果的な事業運営を行う必要があります。
- 市民の皆さまに対して、下水道の仕組みや役割、事業の効果などについて、情報発信を行い、事業運営の透明性を図る必要があります。

→

- 経営・組織基盤の強化
- 使用料収入の減少
- 広域化・共同化等の検討
- 情報公開　など
  →計画策定後の実績や社会経済情勢等を踏まえた財政収支見通しに更新
  下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、その結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを明記

（注）　※印は、複数の課題に関係しているものです。

今回は、中間見直しであることを踏まえ、「基本方針」・「目標」は継承します。

3-1　基本方針

『快適で安心な生活環境を持続させるための下水道事業の運営』

■カテゴリ　①暮らし・活力　②安心・安全　③環境　④事業の継続性

3-2　目標

基本方針「快適で安心な生活環境を持続させるための下水道事業の運営」を受け、カテゴリごとに、４つの目標を設定しています。

暮らし・活力

目標Ⅰ 快適な暮らしの実現

市民生活に必要不可欠な下水道は、都市計画との整合を図りながら、適切な整備･維持管理を行い、財政状況を考慮した上で、ライフラインとして機能するよう努めます。
また、公共用水域の水質保全に努めます。

安心・安全

目標Ⅱ 防災・減災に向けた安心・安全なまちづくり

浸水、地震などの災害に強いまちづくりを目指して、市民の皆さまが安心で安全な生活ができるよう努めます。

環境

目標Ⅲ 自然環境と生活環境の共生

地球規模での環境問題に対し、再生可能エネルギーや下水道資源を有効に活用することで、自然環境と生活環境の共生を目指します。

事業の継続性

目標Ⅳ 次世代につなぐ事業運営

新たな財源確保や事業費の平準化により、安定した経営基盤を確立します。
また、包括的民間委託等による官民連携など効率的な運営体制を検討します。
これらの取組などにより、安定した持続可能な事業運営に努めます。

対応すべき課題と目標の相関図

対応すべき課題		目　標
下水道整備・維持管理	暮らし・活力	快適な暮らしの実現
危機管理・防災	安心・安全	防災・減災に向けた安心・安全なまちづくり
環境への配慮	環境	自然環境と生活環境の共生
下水道事業の継続	事業の継続性	次世代につなぐ事業運営

3-3　SDGｓ（持続可能な開発目標）の実現　新

平成２７年９月の国連サミットで採択されたSDGｓは、国際社会全体で持続可能な開発を実現するため、令和12（2030）年に向けて設定された17の開発目標です。
全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境分野をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされ、我が国においては、経済・社会・環境の分野における８つの優先課題と140の施策が盛り込まれ、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」において、ＳＤＧｓの実施に率先して取り組んでいく方針が決定されました。
本計画に基づく各種の取組も、SDGｓの理念や目標を踏まえ、実施していきます。

4-1　基本施策・4-2　具体的取組、指標等

中間見直しにおいて、「基本施策」は継承し、指標（項目・目標値）の検証・見直しを行いました。

カテゴリ	目標	基本施策	具体的取組	区分	指標	R5 実績値	R11目標値 当初	R11目標値 見直し後
暮らし・活力	Ⅰ 快適な暮らしの実現	生活排水対策の推進	公共下水道の効率的な整備	目標値変更	下水道整備面積（ha）	5,508.5	5,644.1	**5,526.5**
			下水道への接続促進					
		下水道への接続促進等	水質規制監視の充実と指導の徹底	継続	下水道処理人口普及率（%）	64.4	65.2	65.2
			適切な排水の監視・指導のための水質検査体制の充実	継続	公共下水道接続率（%）	93.1	94.4	94.4
		下水流入水質の適切な監視・指導	下水道管路の適切な維持管理					
			下水道ストックマネジメント計画の推進（管路・処理施設）	継続	管路等閉塞事故発生件数（件／100km当たり）	5.7	5.8	5.8
		下水道管路の適切な維持管理	下水道使用者に対する周知・指導	項目変更	管きょ（最重要・重要管路施設）点検・調査回数（回）	1.0	2.0	-
		下水処理施設等の適切な維持管理	下水処理施設等の適切な維持管理					
			下水処理施設に係る水質検査・管理体制の充実		**管きょ改善率（%）**	**2.1**		**4.1**
安心・安全	Ⅱ 防災・減災に向けた安心・安全なまちづくり	浸水対策の推進	**中心市街地の浸水対策**	目標値変更	雨水対策整備率（%）	48.8	51.0	**49.2**
			周辺市街地の浸水対策					
			マンホール蓋（浮上防止機能付）更新の実施	継続	マンホール蓋（浮上防止機能付）更新数（基）	1,753	3,300	3,300
			雨水利用助成金制度の積極的なPR・啓発　※					
		下水道施設の耐震化	**下水道総合地震対策計画の推進**	目標値変更	雨水流出抑制量（㎥）	20,816	22,317	**21,067**
			下水道管路の耐震化の推進　※	目標値変更	下水道管きょ（管路）耐震化率（%）	39.9	40.0	**42.5**
			下水処理施設等の耐震化の推進　※					
		危機管理体制の確立	下水処理場における大規模災害時の耐震化代替策の検討・実施	継続	下水道施設（汚水系）の耐震化率（%）	23.8	50.0	50.0
			関係機関との協力体制の整備					
			下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の運用	継続	下水道BCPに基づく訓練回数（回／年）	2	3	3
環境	Ⅲ 自然環境と生活環境の共生	再生可能エネルギーの活用	再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス発電）の活用	継続	消化ガスの有効利用率（%）	100.0	100.0	100.0
		下水道資源の有効活用	再生水利用の周知・啓発	継続	再生水利用施設数（施設）	63	65	65
			下水処理汚泥の有効的な再生利用の調査・研究					
		環境に配慮した事業の推進	省エネルギー型機器の利用促進	継続	汚水処理エネルギー原単位（%）	92.9	98.0	98.0
事業の継続性	Ⅳ 次世代につなぐ事業運営	下水道事業の健全化	財政収支計画の策定	目標値変更	汚水処理原価（円／㎥）	160.1	151.0	**163.0**
			事務事業の見直し					
		下水道事業の効率化	**下水道使用料等の適正化**	目標値変更	経費回収率（%）	89.7	108.0	**100.0**
			受益者負担金・分担金の徴収対策　※					
			未利用地の売却・広告料収入の確保等	継続	職員１人当たり下水道使用料収入（千円）	60,376	72,473	72,473
			汚水処理施設におけるし尿等共同処理　※					
		下水道事業運営の見える化	広域化・共同化等検討	継続	使用料単価（円／㎥）	143.5	163.0	163.0
			経営状況などの公表					
			下水道の日関連事業、環境学習の実施	継続	企業債残高対事業規模比率（%）	1,851.2	1,342.4	1,342.4
		職員の人材育成	SNS等による情報発信					
			職員の能力・技術力の向上	継続	下水道事業に関する情報発信（回／年）	19	20	20

（注１）「重点項目」は、**太字**で表記。（注２）「※」印は、複数の基本施策・具体的取組に関係しているもの。（注３）指標のうち単位が（円／㎥、千円）のものは（税抜）。

5-1　財政収支見通し

「高松市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な改築・更新を行うとともに、今後の収入・支出の見込額を精査し、計画策定後の実績や社会経済情勢等を踏まえた財政収支見通しを改めて試算しました。その結果、効果的な投資や経営の効率化に努めても、なお、各年度において、下水道事業を安定的に進める上で目標としている当年度資金残高に不足が生じ、令和９年度以降に、当初計画値よりもさらに資金ショートが生じるおそれがあります。

以上のことから、**計画期間内の資金収支が不足し、均衡が図られていないため、収支ギャップを解消するよう、改善に取り組む必要があります。**

【用語説明】

収益的収支とは

下水道使用料収入や一般会計繰入金、維持管理費など一つの事業年度に行われる営業活動に伴って発生する全ての収益と費用

資本的収支とは

将来の営業活動に備えて行う施設整備及び企業債の元金償還などに係る支出、また、その財源となる補助金や企業債などの収入

【現状のまま事業運営をした場合】令和２年度～１１年度　**表全体を更新**

（単位：百万円）

			R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 見込	R7	R8	R9	R10	R11	財収期間合計（R6～11）	当初計画との増減（R6～11）
収益的収支	収入　①	計画策定時	10,844	10,610	10,415	10,286	10,276	10,310	10,302	10,300	10,242	10,239	61,668	↗
		中間見直し	10,321	10,113	10,026	9,944	10,549	11,109	11,196	11,300	11,350	11,397	66,901	5,233
	支出　②	計画策定時	10,844	10,610	10,415	10,286	10,276	10,310	10,302	10,300	10,242	10,239	61,668	↗
		中間見直し	10,321	10,113	10,026	9,944	10,549	11,109	11,196	11,300	11,350	11,397	66,901	5,233
	収支差引　①-②	計画策定時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
		中間見直し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収支	収入　③	計画策定時	5,855	6,983	6,703	6,999	6,986	8,113	6,669	5,230	5,269	4,712	36,979	↗
		中間見直し	5,429	6,351	5,703	5,421	7,048	7,982	7,821	6,406	5,431	7,535	42,223	5,244
	支出　④	計画策定時	9,447	10,440	10,238	10,592	10,618	11,762	10,440	10,158	9,171	8,470	60,620	↗
		中間見直し	8,927	9,756	9,134	9,015	10,739	12,196	12,184	10,765	9,317	11,450	66,651	6,031
	収支差引　③-④	計画策定時	▲ 3,592	▲ 3,457	▲ 3,535	▲ 3,593	▲ 3,633	▲ 3,649	▲ 3,771	▲ 4,928	▲ 3,902	▲ 3,758	▲ 23,641	↗
		中間見直し	▲ 3,498	▲ 3,405	▲ 3,431	▲ 3,594	▲ 3,691	▲ 4,214	▲ 4,363	▲ 4,359	▲ 3,886	▲ 3,915	▲ 24,428	▲ 787
その他	単年度資金収支	計画策定時	▲ 115	▲ 27	▲ 134	▲ 210	▲ 237	▲ 229	▲ 309	▲ 1,449	▲ 431	▲ 275	▲ 2,930	↗
		中間見直し	▲ 74	▲ 30	▲ 106	▲ 287	▲ 332	▲ 789	▲ 891	▲ 853	▲ 367	▲ 378	▲ 3,611	▲ 681
	当年度資金残高	計画策定時	2,141	2,114	1,980	1,771	1,553	1,304	995	▲ 454	▲ 885	▲ 1,160	－	↘
		中間見直し	2,395	2,538	2,370	2,153	1,821	1,031	141	▲ 713	▲ 1,080	▲ 1,458	－	▲ 298
	企業債残高	計画策定時	86,568	84,730	82,605	80,555	78,375	76,668	74,297	71,384	68,640	65,767	－	↗
		中間見直し	84,769	82,619	80,108	77,323	75,360	73,898	72,441	70,453	68,011	67,051	－	1,284
	一般会計繰入金	計画策定時	4,114	4,032	4,008	4,008	4,081	4,173	4,194	4,180	4,124	4,101	24,853	↗
		中間見直し	3,730	3,733	3,828	3,858	4,596	5,215	5,341	5,442	5,473	5,516	31,582	6,729

※１　計画策定時欄は、策定時の見込み額　　※２　R2～R5年度の中間見直し欄は、決算額　　※３　当年度資金残高及び企業債残高の当初計画値との増減については、R11年度残高における比較値
※４　一般会計繰入金欄は、収益的収支と資本的収支の合計額

【財政収支見通しの主なポイント】

収益的収支

①下水道使用料収入は、人口減少、節水機器の普及などによる水需要の減少により、減収していくことが見込まれます。

②支出のうち人件費については、当初計画値とほぼ同程度で推移しますが、維持管理費については、物価上昇や電気代高騰等に伴う経費の増加などにより、当初計画値より増える見込みです。

③収益的収支において、収支が均衡となるよう、一般会計繰入金で調整しています。また、一般会計繰入金については、当初計画値（４０億円程度）より増え、毎年度、４０～４４億円程度を見込んでいます。

資本的収支

①企業債は、物価上昇等の影響による経費増のため、施設整備事業費が増加していることから、当初計画値より借入額が増加する見込みです。

②施設整備に要する費用は、日新ポンプ場や郷東ポンプ場などの整備を行うことにより、令和１１年度がピークとなる見込みです。また、物価上昇等の影響に伴う労務単価等の大幅な価格上昇などにより、費用は当初計画値より増える見込みです。

③「高松市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な改築・更新などにより支出の平準化を図っています。

その他

①当年度資金残高は、施設整備に要する費用が増加するため、単年度資金収支が毎年度４億円から９億円程度のマイナスとなる見込みであることから、令和９年度には、当初計画値よりもさらにマイナスに転じる見込みです。

②企業債残高は、当初計画値とほぼ同程度で推移し、年々減少していく見込みです。

5-2　経営健全化のための方針

資金残高については、減少傾向であり、資金収支が不足するため、現状の見通しによると、令和９年度以降に、当初計画値よりさらに資金がショートするおそれがあります。

そのため、経営努力により収支ギャップを解消するよう、改善に取り組む必要があります。

■財政収支期間内における改善の取組

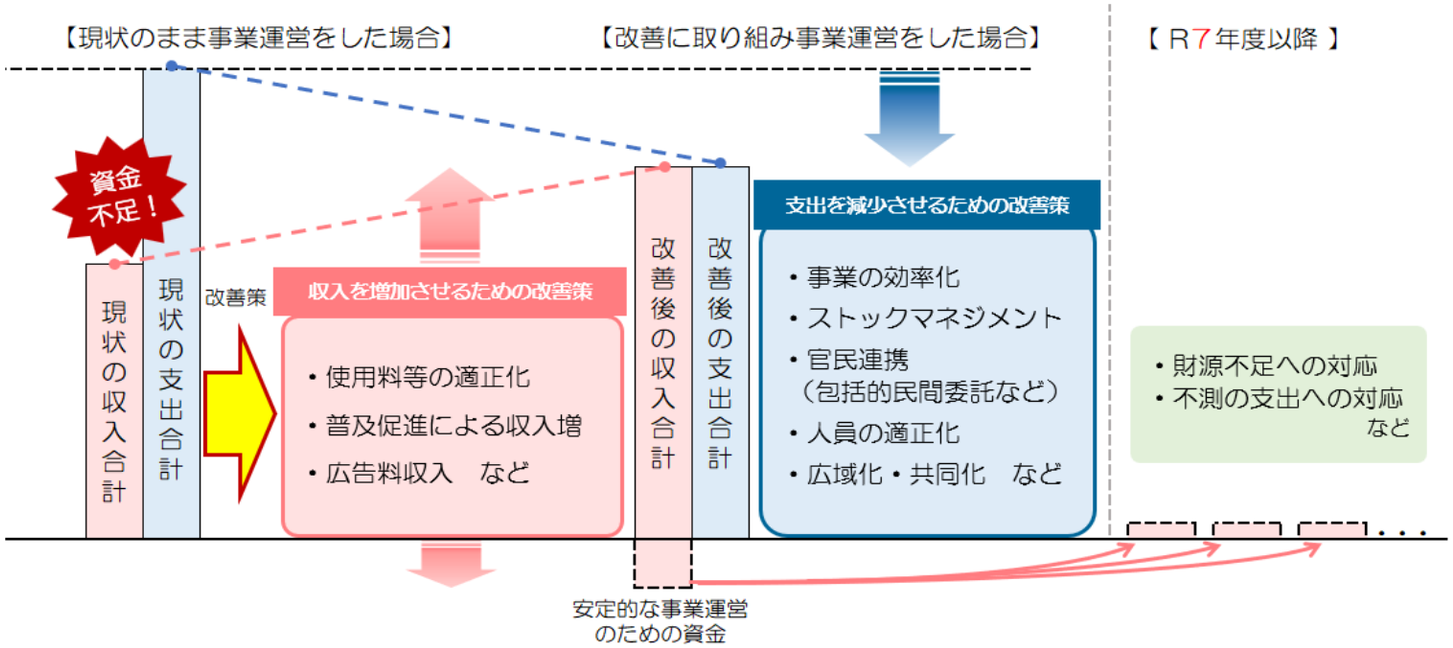

■計画期間内の「経営健全化のための方針」

○事業の効率化

○効果的な投資の実現　（ストックマネジメント）

○包括的民間委託による官民連携などの推進、
広域化・共同化の検討

○財源確保の取組

以上の方針をもとに、
純損益の黒字化及び適切な資金運用を図ります。

5-3　経費回収率の向上に向けたロードマップ　新

国土交通省から発出された「社会資本整備交付金交付要綱の改正について（令和２年３月３１日付け国官会第29901号）」等に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを次のとおり示します。

本市の経常収支比率は、現在１００％以上となっていますが、今後も、事務事業の見直し等により、コスト削減に努め、同数値の１００％以上の維持を目指します。

また、経費回収率については、89.7％（令和５年度決算）となっていますが、今後も、８０％以上の維持を目指すために、毎年度、事業の進捗状況の確認を行い、公共下水道接続率向上のための普及啓発活動の継続、財源確保や経費削減に向けた各種取組の実施により、経営の健全化を図るとともに、少なくとも５年に１回の頻度で、財政収支見通しを見直し、下水道使用料改定の必要性について、検証することとします。

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
経営戦略計画期間				現計画（R2~R11）					次計画（R12~R21）		
経営戦略の見直し		●					●				
事業の進捗管理		毎年度実施									
使用料改定の必要性検証		●					●				
目標	経常収支比率				100%以上を維持						
	経費回収率				80%以上を維持						

６-１　基本計画の推進体制

本計画による事業を計画的かつ効果的に推進するために、４つの目標（①快適な暮らしの実現、②防災・減災に向けた安心・安全なまちづくり、③自然環境と生活環境の共生、④次世代につなぐ事業運営）において、市民からの意見を集約し、高松市下水道事業基本計画推進委員会等や関係課との連携強化を引き続き図ります。

推進体制の関係

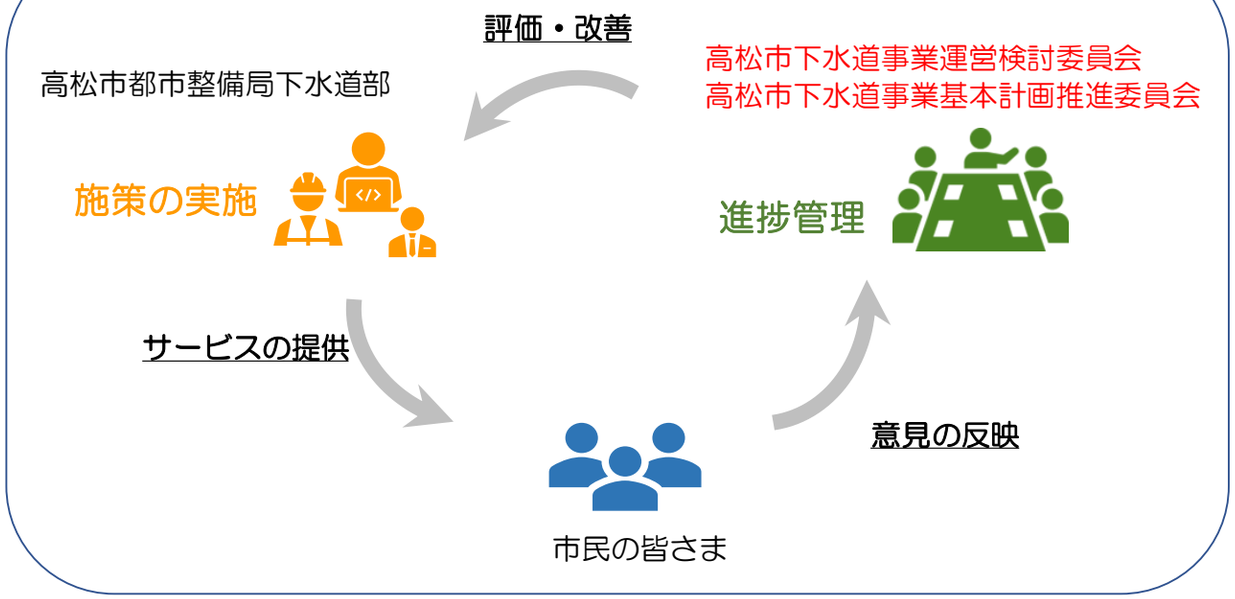

６-２　基本計画の進捗管理

将来にわたり健全で持続可能な経営のために、PDCAサイクルの中で、組織・施設・財源を有効に活用します。このため、事業の計画策定、実施・評価・見直し・改善を、継続的に行っていきます。

さらに、指標をモニタリングしながら、事業の進捗管理を行い、適宜、事業を見直すとともに、社会情勢や下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、令和6年度に、中間見直しを行いました。

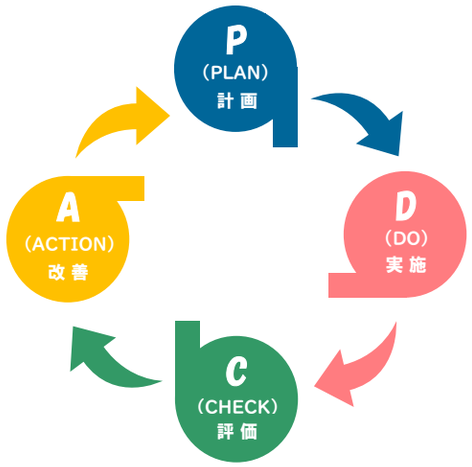

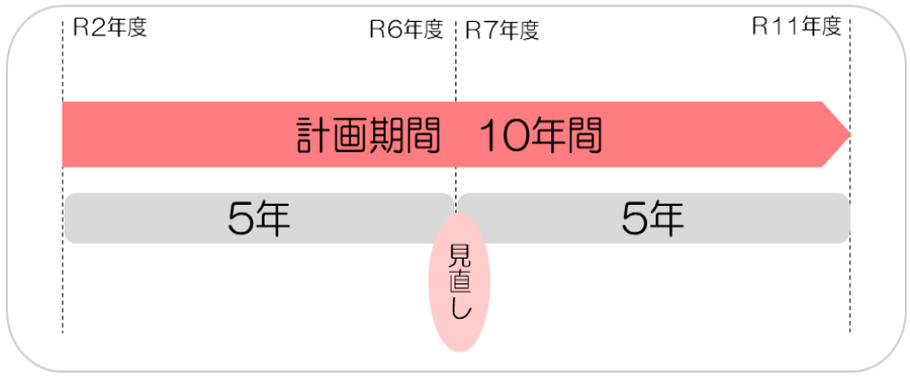

用語説明 新

※あいうえお順

		用　語	解　説
か行	か	香川県広域水道企業団	平成２９年１１月１日に設置し、平成３０年４月１日から事務を開始した、香川県内の各家庭等に水道水を給水する水道事業と中讃地区の工業用水道事業を行う、地方自治法で定める一部事務組合のこと。
		管きょ	下水を流す開きょ（地上部に設置された排水路）と暗きょ（地中に埋設された排水路）の総称のこと。
		管路	管きょ、マンホール、ます、取付管等、下水（汚水及び雨水）を集めて下水処理場や放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称のこと。
	き	企業債	地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
	け	経営戦略	総務省が、公営企業を運営する地方自治体に対し、令和２年度までの策定を要請するもので、公営企業の運営に当たり、中長期的な方針や計画を示す基本計画のこと。
		経常収支比率	経常収益と経常費用の比率を表したもの。100%未満であると経常収支が赤字であることを示している。
		経費回収率	下水道使用料で回収すべき経費が、どの程度、下水道使用料収入で賄えているかを示す指標。
		下水道事業計画	下水道法第４条第１項に規定するもので、下水道の設置（整備）に当たり、必ず定めなければならない法定計画のこと。 全体計画に定められた施設のうち、５～７年間で実施する予定の施設の配置等を定めるもの。
		下水道処理人口普及率	行政区域内人口のうち、公共下水道で生活雑排水処理を行うことができる人口の割合のこと。
	こ	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処分場を有するもの又は流域下水道に接続するもので、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠構造のもの。
		公共用水域	公共利用のための河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共の用に供される水路（公共下水道雨水管きょを含む。）のこと。（水質汚濁防止法第２条第１項）

		用　語	解　説
さ行	さ	再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部や動植物由来のバイオマスなど、自然界に常に存在するエネルギーのこと。 大きな特徴として、「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「CO2を排出しない（増加させない）」の３点があげられる。
	し	消化ガス	消化タンクで嫌気性微生物の働きによって下水汚泥中の有機物が代謝分解されるときに発生するメタンを主成分とするガスでバイオガスとも呼ばれる。
		新下水道ビジョン	平成１７年に策定した「下水道ビジョン２１００」を見直し、国土交通省が平成２６年７月に策定した、下水道の使命を達成するための長期的なビジョンや中期的な目標と施策を示したビジョンのこと。
		新下水道ビジョン加速戦略	国土交通省が平成２９年８月に策定した、人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化等、社会情勢の変化の中、前述した「新下水道ビジョン」の実現加速のため、コンセッションをはじめとする官民連携、下水汚泥のエネルギー利用、本格的な海外輸出の実施等、選択と集中により実施すべき施策を実現し、国民の生活の安定、向上につなげる目的とした戦略のこと。（令和４年度に改訂版が策定。）
	す	ストックマネジメント	膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、明確な目標を定め、下水道施設を計画的かつ効率的に管理しようとする、既存の構造物や施設（ストック）を有効に活用し施設全体の将来的な事業量の縮減・平準化を図る体系的な手法の総称のこと。
は行	は	バイオマス発電	再生可能な有機性資源である木材廃材、家畜排せつ物、下水汚泥などの動植物に由来する資源（バイオマス）を燃料として発電すること。 本市では、平成２７年度から東部下水処理場において、下水の処理過程で発生する下水汚泥を発酵させて得られる消化ガスを燃料として発電する消化ガス発電を開始実施している。
	ひ	BCP	事業業務継続計画のこと。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制限がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
	ほ	包括的民間委託	下水施設の運転維持管理を民間企業が創意工夫やノウハウの活用により効果的・効率的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。